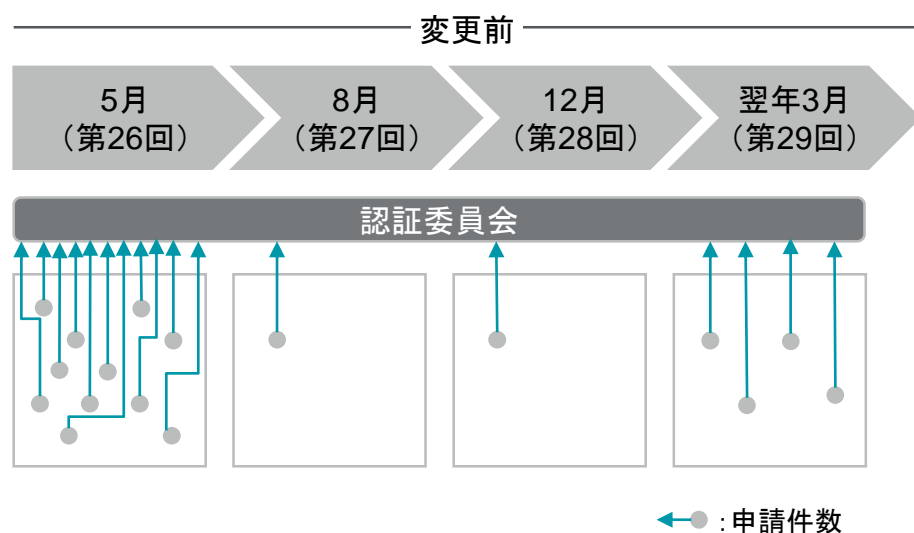


## 委員会開催回数の変更について

## 【委員会開催回数の変更について】

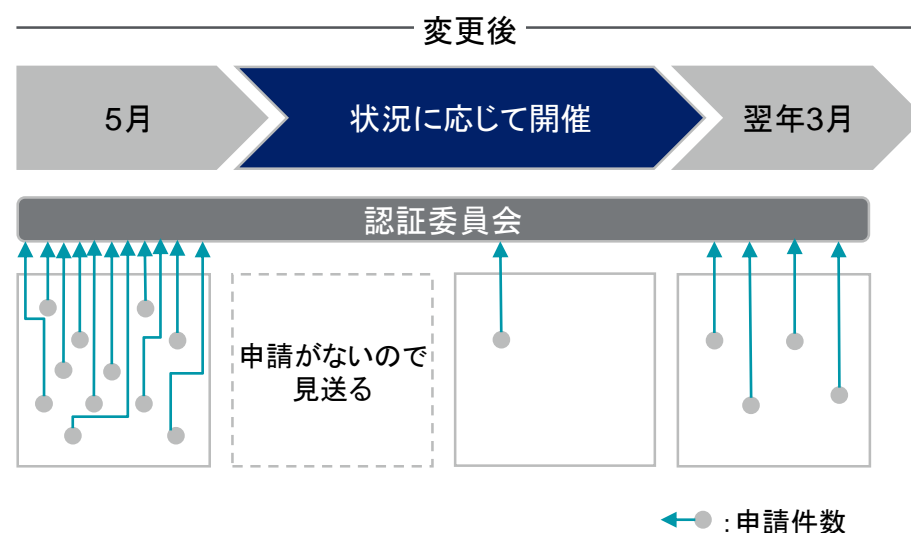
# 申請件数の偏りから、委員会回数を柔軟な対応を可能とするよう変更

- 過年度の認定・認証・配分に関する申請件数を鑑みると、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に利用するケースが多いことから、**償却期限の直前の委員会に集中(例年は5月の委員会)**
- 一方で、他の時期の委員会においては、過年度より申請件数が数件しかないことが多数。また、第27回の委員会についても配分実績の変更のみである。
- よって、現状年4回以上開催としている認証委員会について、申請の実態に即し、**会議開催の制限を年2回以上開催(本年度は3回想定)**とし**柔軟な対応を可能とするのはどうか。**
- 従来通り、認定・認証・配分に関する申請がある場合には、委員会は随時開催するものとする。



**運営規則**

第2章 グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会  
4. 運営  
(1) 委員会は、年4回以上開催するものとする。



**運営規則(改定案)**

第2章 グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会  
4. 運営  
(1) 委員会は、年**2**回以上開催するものとする。